

議第八十二号

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例について

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年六月十一日提出

岐阜県知事 古田 肇

ソフトピアジャパンセンター条例の一部を改正する条例

ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の表談話室の部を削り、同表レセプションルームの部第一レセプションルームの項中「第一レセプションルーム」を「レセプションルーム」に改め、同部第二レセプションルーム一及び第二レセプションルーム二の項並びに同表第一研究開発室、第二研究開発室及び第三研究開発室の部、映像編集室の部及び媒体変換室の部を削る。

別表二の表第一小会議室、第二小会議室及び第三小会議室の項を削る。

別表三の表中

研 修 室			実 習 室		
第三研修室	第二研修室	第一研修室	第四実習室	第三実習室	第一実習室及び第二実習室
二、三〇〇	九、八〇〇	一〇、四〇〇	九、九〇〇	八、〇〇〇	一〇、五〇〇
三、一〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇	三、一〇〇	九、七〇〇	三、七〇〇
三、九〇〇	一四、二〇〇	一四、八〇〇	一四、三〇〇	二、三〇〇	一四、九〇〇
四、九〇〇	一九、六〇〇	二〇、七〇〇	一九、八〇〇	一六、〇〇〇	二〇、九〇〇
六、二〇〇	三三、六〇〇	二四、七〇〇	三三、七〇〇	一八、九〇〇	二四、八〇〇

二四、七〇〇	三〇、八〇〇	三三、一〇〇	三〇、六〇〇	七、九〇〇
--------	--------	--------	--------	-------

を

研 修 室		実習室
第二研修室	第一研修室	
二、三〇〇	一〇、四〇〇	一〇、五〇〇
三、一〇〇	三、六〇〇	三、七〇〇
三、九〇〇	一四、八〇〇	一四、九〇〇
四、九〇〇	二〇、七〇〇	二〇、九〇〇
六、二〇〇	二四、七〇〇	二四、八〇〇

三三、四〇〇	三三、一〇〇	七、九〇〇
--------	--------	-------

に改める。

別表四の表会議室の部を削る。

別表備考第二号中「利用料金の額は、この表」を「額は、一の表大ホールの部又は小ホールの部」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第三号中「利用時間区分以外の時間に」を「これらの表の金額の欄に規定する時間帯（以下「時間帯区分」という。）以外の時間帯を」に、「利用料金の額は」を「額は」に、「のとおり」を「に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イ中「利用時間区分」を「時間帯区分」に、「その端数」を「これ」に、「この」を「これらの」に、「区分に」を「欄に」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同号ロ及びハ中「利用時間区分」を「時間帯区分」に、「この」を「これらの」に、「区分に」を「欄に」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第四号中「利用料金の額が一時間当たりの額」を「一時間当たり」に、「場合において当該」を「額については、」に、「その端数」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第五号中「利用料金の」を削り、「その端数」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第六号中「利用料金の額が月額」を「一月当たり」に、「場合において当該」を「額については、」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同表備考第七号中「利用料金の」を「第三号及び前号の規定により算定した」に、「十円未満を」を「これを」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え

る。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

ソフトピアジャパンセンターの施設の一部を廃止するため、この条例を定めようとする。